大仙市公募型指名競争入札の告示について

産業廃棄物（低濃度ＰＣＢ廃棄物）収集運搬及び処分業務委託（姫神橋）に係る公募型指名競争入札を行うので、入札参加の希望がある者は、次により申込みをすること。

令 和 8 年 10 月 21 日

大仙市長　老　松　博　行

１．入札に付する事項

（１）件　　名　産業廃棄物（低濃度ＰＣＢ廃棄物）収集運搬及び処分業務委託（姫神橋）
（２）場　　所　大仙市大曲西根字中寺野 地内
（３）業　務　種　別　役務の提供
（４）期　　間　令和8年11月19日　から　令和9年3月12日　まで
（５）発　注　担　当　課　建設部道路河川課
（６）上記に係る仕様書、設計書等 ： 別添に掲載する仕様書、設計書等を参照すること。

２．入札参加に必要な要件

① 参加申込期限日（11/2） 時点における要件

（１）参加申込期限日時点において、令和７・８年度大仙市契約業者資格審査申請のうち、入札参加有資格者名簿登録業者（役務の提供）であること。
（２）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
（３）本市の指名差控え期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。
（４）秋田県内に本社又は営業所があること。ただし、営業所に関しては、本社より入札、契約、代金の請求及び受領等に係る権限の委任を受けていること。
（５）廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第14条の4第1項に基づく低濃度ＰＣＢ廃棄物の特別管理産業廃棄物収集運搬業の秋田県知事の許可を受けた者又は同法第15条の4の4第1項に基づく低濃度ＰＣＢ廃棄物収集運搬の環境大臣の認定を受けた者であること。
（６）廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条の4の4第1項に基づく低濃度ＰＣＢ廃棄物の無害化処理施設の環境大臣の認定を受けた者であること。

３．入札参加に必要な提出書類

以下に記載する書類は、基本は必須の提出書類となるが、【任意】と記載されたものについては該当する場合に申込書と併せて提出すること。

（１）公募型指名競争入札参加申込書（様式第１号）【必須】
（２）物品調達及び役務の提供における類似実績調書（実績の有無に関わらず）【必須】

（３） 特別管理産業廃棄物収集運搬及び低濃度ＰＣＢ廃棄物の無害化処理の許可又は認定を受けたことがわかる証明書等の写し（ただし、秋田県が公表している秋田県産業廃棄物処理業者検索システム又は環境省が公表している低濃度ＰＣＢ廃棄物早期処理情報サイトに掲載された事業者の場合は提出不要です。）【任意】

４．入札参加申込等

入札に参加しようとする者は、仕様書、設計書等を確認の上、公募型指名競争入札参加申込書と必要書類（以下「入札参加申込書等」という。）を添えて、以下に記載する提出期間内までに提出しなければならない。なお、提出方法は持参による方法とするが、やむを得ず郵送等の方法を用いる場合には、期限内に到達した場合のみ有効とする。

提出された入札参加申込書等に不備がある又は不足している場合には、追加で書類を求めるため、追加書類の提出の依頼があった際は提出期間内に提出すること。

①提出期間　令和8年10月21日（水） から　令和8年11月2日（月） まで
時間は、午前８時３０分から午後５時まで（土日、祝日は除く。）
ただし、最終日(11/2)は、正午までに提出したものに限り有効とする。

②提出場所　〒０１４－８６０１　秋田県大仙市大曲花園町１番１号
大仙市役所　総務部　契約検査課

③提出部数　1部

５．設計図書等を示す閲覧場所、閲覧期間、質問及び回答について

（１）　閲覧場所　大仙市ホームページ上にて公開しているため、閲覧すること

（２）　閲覧期間　令和8年10月21日（水） から　入札日前日　まで
閲覧期間を過ぎると閲覧ができなくなるため、注意すること。

（３） 設計図書等に関する質問及び回答について

①質問期間　令和8年10月21日(水)　から　令和8年10月28日(水)　まで
時間は、午前８時３０分から午後５時まで（土日、祝日は除く。）

②質問担当課　建設部道路河川課

③質問方法　質問は書面による提出、ＦＡＸ又は電子メールによる送信にて行うこと。
質問に関する書式は指定しないが、質問日、業務名、会社名、住所、代表者名、担当者名、電話番号、質問内容を漏れなく記載すること。
※口頭又は電話等による質問受付及び回答は行わない。

④連絡先　（ＦＡＸ）　0187-63-1930
（電子メール）　douro@city.daisen.lg.jp

⑤回答方法　令和8年10月30日(金)　午後５時　までホームページにて回答する。
ただし、質問がない場合には回答は行わない。

（４） 入札に関する質問について

①質問担当課　総務部　契約検査課

②連絡先　0187-63-1111（268）

６．指名通知等

（１） 申込内容を審査し、指名する者に対しては　　令和8年11月6日(金)　に郵送する。

（２） 入札参加申込書及び入札参加に必要な書類等を審査した結果、指名しない場合がある。その場合にあっては、入札参加資格審査結果通知書を発送するものとする。

（３） 入札参加申込書等を提出した者のうち、入札参加資格審査結果通知書を受理した者は、当該案件に指名されなかったことについて、その理由を求める場合には以下の提出期限までに限り、書面により説明を求めることができる。
なお、提出は持参による方法とし、郵送及び電子メール等によるものは受付けない。

①提出期日　令和８年11月９日（月）　午後5時まで（土日、祝日は除く。）
②場所　　総務部契約検査課

７．入札保証金及び契約保証金

入 札 保 証 金：免除

契 約 保 証 金：①大仙市内に本社がある者は免除。
②大仙市財務規則第１２１条の各号の定めに該当する場合は免除。
上記の①又は②に該当しない場合は、契約金額の１００分の１０以上の契約保証金を納入する必要がある。

８．開札予定日について　　※指名通知に、確定した開札日時が記載されます。

令和8年11月17日(火)

※郵便入札による場合は、参加者の入札書が全て到達した時点で開札を行う場合があります。

９．入札書の提出方法

入札方式：　郵便入札による

指名通知書に記載する入札日時及び入札場所において事前に提出された「郵便入札」方式により行う。開札については、入札終了後直ちに入札場所にて行う。

入札執行回数は１回とする。ただし、落札者が決定しないときは、１回に限り再入札を行う。

１０．低入札価格調査制度又は最低制限価格制度の適用について

本案件は、発注工種が「役務の提供」であるため、該当しない（適用としない）

１１．契約締結時期等

落札の決定をした日から５日以内に契約を締結する。
電子契約を希望する場合には、落札後２日以内に電子契約利用申出書を提出すること。

１２．注意事項

（１） 入札参加申込等の説明会及び現場説明は、実施しない。

（２） 入札参加申込書等のヒアリングは実施しない。ただし、必要と認めた場合には、説明及び追加資料の提出を求める場合がある。

（３） 提出された入札参加申込書等は返却しない。なお、入札参加申込書等を公表又は無断で使用することはしない。

（４） 入札参加申込（入札参加申込書の作成等）に関する費用は、提出者の負担とする。

（５） 委託期間については、事情により変更することがある。

（６） 入札参加者は、設計図書等を熟知し、大仙市競争入札心得及び大仙市入札にあたっての留意事項等を遵守すること。

（７） 入札参加申込書等を提出し、かつ指名通知を受領した者が何らかの理由により入札に参加できなくなった場合には、入札日前日までに入札辞退届を提出すること。

（８） 本案件は、都合により取消しをすることがある。

（９） 入札申込書等に虚偽の記載をした者は、本案件の指名業者としないとともに、入札参加資格停止等の措置を講ずる場合がある。

（10） 本案件は、告示により公募している案件であり、郵便入札を用いた方法により実施することから、物品調達及び役務の提供に係る大仙市公募型指名競争入札実施要綱（令和3年9月15日決裁）第６条第１項ただし書を準用し、入札参加者が１者であっても入札を執行する。

（11） 本案件は、電子契約により契約締結することができる。電子契約による契約を希望する場合には、落札後、２日以内に電子契約利用申出書（単体用）を契約検査課のメールアドレスに送信することで、同意したこととみなす。

１３．入札参加申込に関する入札参加制限等について

入札参加希望者が５者以上いる場合には、競争性が充分に確保されているとみなせることから、入札参加を制限する場合がある。

入札参加の優先順としては、「大仙市物品調達及び役務の提供を受ける契約における市内業者優先発注等に係る実施方針」に基づき、大仙市内に本社又は営業所がある者を優先とするが、大仙市内に本社がある者を最優先とし、次に大仙市内に営業所がある者とする。それ以外の者については、大仙市内に営業所がある者の次に秋田県内に本社又は営業所がある者とし、次いで県外に本社又は営業所がある者という順とする。

そのため、案件ごとに設定している「２．入札参加に必要な要件」において、住所要件を「全国を対象」としている案件であっても、入札参加希望者のうち、市内に本社がある者が５者以上となった場合には市内に本社がある者だけを指名し、それ以外の者については指名しない場合がある。なお、市内に本社がある者が５者以上に満たない場合には、５者以上となるまで、市内に営業所を有する者、秋田県内に本社又は営業所を有する者、県外に本社又は営業所を有する者と順に指名対象とする。

ただし、本参加制限の「５者」となる人数については、優先となる業者に本案件との関連がある類似実績がある場合に人数としてカウントするため、優先となる業者に実績がない場合には人数にカウントしないものとする。